

西区寄り添い型学習支援事業 提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 提案書の様式6から様式13について、ヒアリングの結果も踏まえて評価します。
- (2) 評価は、「提案書評価表」の各項目の「評価の着目点」について5段階で判定し、「評価」欄にそれぞれの配点を記入します。

判 定	配 点
特に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや不十分	2
妥当ではない	1

- (3) 各細目の評価点は、評価×重要度で算出します。
- (4) 評価委員の評価点の合計を集計します。

ただし、提案書評価表における項目1から5において、全評価委員の総計がそれぞれの項目の配点の60%を基準点（少数第1位切り捨て）とし、1項目でも基準点を下回った場合には、失格とします。

項 目	配点 (A)	満点 (B) (B=A×5人)	基準点 (C) (C=B×0.6)
1 業務実施方針	35	175	105※
2 業務実施内容及び実施手法	65	325	195※
3 業務実施体制	30	150	90※
4 業務実施上の管理運営体制	25	125	75※
5 収支予算	5	25	15※
合計	160	800	-

※基準点は、委員の欠席により変わります。

- (5) 提案書評価表の「6 企業・団体としての取組等に関する視点」については、該当項目があった場合、全体の合計に対して加算します。この集計結果により受託候補者を特定します。

西区寄り添い型学習支援事業 提案書評価表

【提案書評価表】

項 目		評価の着目点	評価 1～5	重要度	評価 点数	満点	判断 材料
1 業務 実施 方針	(1) 寄り添い型学習支援事業を取り巻く現状や理念、活動実績等について	国や本市の動向を踏まえ、貧困の連鎖に関する現状や課題を十分に理解している。		×1		5	様式 6
		学習支援や相談支援に関する理念や考え方が、十分にであると認められる。		×1		5	
		学習支援関連事業の活動実績を十分に有すると認められる。		×1		5	
	(2) 寄り添い型学習支援事業の業務実施方針について	生活保護世帯等の子どものおかれた生活や学習環境を十分に理解している。		×2		10	様式 7
		学習支援及び相談支援の実施方針が、具体的で適切である。		×1		5	
		実施方針を踏まえた事業運営の方法が、具体的で効果的である。		×1		5	
2 業務 実施 内容 及び 実施 手法	(1) 高校進学等を目的とした個別学習支援の取組について	対象者の学力把握及び理解度に応じて使用する教材が適切である。		×1		5	様式 8
		対象者の個々の実情に応じた学習支援アシスタントの配置や学習支援プランの立案・進行管理の考え方が適切である。		×2		10	
		学習意欲を向上させるための考え方や取組が優れている。		×2		10	
		学習支援を通して、自立的な生活を営む上で必要となる資質・能力等の向上が期待できる。		×1		5	様式 9
	(2) 学習及び進学等に関する相談支援の取組について	対象者や保護者からの学習や進学等に関する相談への対応方法が適切である。		×2		10	
	(3) 学習支援、相談支援に関する情報の収集及び対象者への提供について	学習や進学相談等のために必要な情報の収集方法及び提供方法が適切である。		×2		10	
	(4) 高校等の定着支援及び中退防止に対する支援について	高校へ進学した生徒等に対する定着や卒業に向けた支援の取り組み内容が優れている。		×2		10	
	(5) 高校生世代に対する進学や就職に対する支援について	将来の選択肢を広げるために、進学や就職に関する情報提供の取り組みが適切である。		×1		5	
3 業務 実施 体制	(1) 事業実施体制の構築について	実施方針や運営の考え方を踏まえた職員確保のための具体的な計画がある。		×2		10	様式11
		実施方針や運営の考え方を踏まえた学習支援アシスタントの確保のための具体的な計画がある。		×2		10	
		職員、学習支援アシスタントの育成に向けた効果的な研修計画である。		×2		10	

項 目		評価の着目点	評価 1～5	重要度	評価 点数	満点	判断 材料
4	業務実施上の管理運営体制	区役所、関係機関との協働、連携に対する考え方が適切である。		×1		5	様式12
		個人情報保護等、情報管理についての考え方及び計画内容が適切である。		×1		5	
		対象者や保護者のプライバシーへの配慮が優れている。		×1		5	
		事故防止等のリスクマネジメントについての考え方及び計画内容が適切である。		×1		5	
		対象者の意見・要望の把握、苦情等に対する対応方法が優れている。		×1		5	
5	収支予算	(1) 収支予算の妥当性について 業務内容や実施体制に対して、適切な収支予算となっている。		×1		5	様式13
6	企業・団体としての取組等に関する視点	次世代育成支援対策増進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出（従業員101人未満の場合のみ加算）		×1		1	提出資料
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出（従業員301人未満の場合のみ加算）		×1		1	
		次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）、又はよこはまグッドバランス賞の認定		×1		1	
		青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定		×1		1	
	(2) 障害者雇用に関する取組について	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.7%の達成（従業員37.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員37.5人未満）		×1		1	
	(3) 健康経営に関する取組について	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証		×1		1	
	(4) 個人情報の取扱いについて	一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が発行するプライバシーマーク（Pマーク）の登録証（写し）が添付されている		×1		1	
計						167	